

報告第6号

平成29年度大村市一般会計予算の事故繰越しに係る繰越しの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり事故繰越しに係る繰越しを行ったので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

平成30年6月12日提出

大村市長 園田 裕史

平成29年度大村市事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出為 額	支出未 済額	支出行為 額	負 担額	翌年度 繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				明 説	
				支 出 額	支 出 未 済 額							未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
3	民生費	2児童福祉費 拠点施設整備事業	234,000		234,000		234,000			234,000		156,000			78,000		地域子育て支援拠点施設整備費補助金について、実施主体と施工業者との契約締結の遅延により、年度内の支出が困難となったため。
	合	計	234,000		234,000		234,000			234,000		156,000			78,000		